

浄化槽は生き物です。 きちんと管理しましょう。

浄化槽は、微生物の働きでトイレ等からの生活排水をきれいにしていますが、正しく維持管理をしないと汚れた水を川や海に流してしまうことになります。そのため、「**浄化槽管理者(設置者・使用者等)**」には、浄化槽法により定期的な維持管理が義務づけられています。



●保守点検とは？

浄化槽の点検、調整、消毒剤の補充等のことです。
年3回以上実施しなければなりません(回数は浄化槽の種類などによって異なります)。市に登録された浄化槽保守点検業者に委託してください。

●清掃とは？

浄化槽内に生じた汚泥などの引き抜きや機器類の洗浄のことです。**年1回以上**実施しなければなりません。市の許可を受けた浄化槽清掃業者に委託してください。

浄化槽の
健康管理です！

●法定検査とは？

- ① 設置後の水質検査(7条検査)
浄化槽が適正に施工され、機能しているかを確認する検査です。**浄化槽を使い始めて3ヶ月経過した日から5ヶ月以内に**受けなければなりません。
- ② 定期的な水質検査(11条検査)
保守点検や清掃が適正に行われ、浄化槽の機能が発揮されているかを確認する検査です。**毎年1回**受けなければなりません。
- 県知事の指定を受けた検査機関である
公益財団法人 大分県環境管理協会
(☎097-567-1855)にお申し込みください。

浄化槽の
健康診断です！

※保守点検・清掃を行わないと「6か月以下の拘禁刑または100万円以下の罰金」、法定検査を受検しないと「30万円以下の過料」の罰則が浄化槽法で規定されています。

浄化槽の正しい使い方

浄化槽で水の汚れを分解・浄化するのは「微生物」です。微生物が元気になれば、水をきれいに
する力も強くなります。微生物が働きやすい環境にするために、以下の点に注意して浄化槽を
使用してください。

浄化槽の 使用上の 注意点



① トイレの洗浄水は
十分な量を流す。



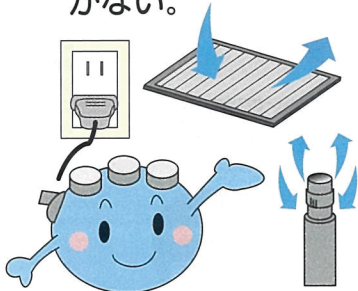
② 微生物に影響するような
薬剤を使用しない。



③ トイレットペーパー以外
の異物を流さない。



④ 電源を切らない。
また、通気口や空気
の取り入れ口はふさ
がない。



⑤ マンホールの上に物
を置かず、蓋はいつも
きちんと閉めておく。



⑥ 消毒剤は切らず、
常に消毒されるよう
にする。



⑦ 台所から油や食べ物
くずなどを流さない。



浄化槽にはいろいろな手続きが必要です！

浄化槽管理者(設置者・使用者等)は以下のようなとき書類の提出が必要となります。

- 浄化槽の使用を開始したとき(新築、浄化槽の設置換えなど)
…「**浄化槽使用開始報告書**」(使用開始してから30日以内に提出)
- 浄化槽を休止するとき(空き家、長期入院など)
…「**浄化槽使用休止届出書**」(休止のための清掃をしてから提出)
- 休止していた浄化槽の使用を再開したとき
…「**浄化槽使用再開届出書**」(使用再開してから30日以内に提出)
- 浄化槽を廃止したとき(浄化槽の解体、撤去など)
…「**浄化槽使用廃止届出書**」(廃止してから30日以内に提出)
- 浄化槽管理者を変更したとき(転居、死亡、代表者変更など)
…「**浄化槽管理者変更報告書**」(変更してから30日以内に提出)

各種手続きや相談・お問い合わせ先

大分市 廃棄物対策課 浄化槽担当班

〒870-8504 大分市荷揚町2番31号

TEL(097)540-5850 FAX(097)534-6252